

令和7年度補正予算「飼料生産組織の基盤強化支援」に関するQ & A

【令和8年3月30日時点、未定稿（今後内容に変更がある場合があります）】

I. 概要

問1 令和7年度補正事業の「飼料生産組織の基盤強化支援」と「飼料生産組織の規模拡大支援」の違いは何ですか。

(答)

飼料生産組織の基盤強化支援では、構造転換集中対策として、支援対象を地域計画に位置付けられている又は地域計画に位置付けられる見込みがある飼料生産組織としております。飼料生産組織の規模拡大支援では、その限りではありません。

問2 令和7年度補正事業の飼料生産組織の基盤強化支援は、どのような内容ですか。

(答)

地域計画に位置付けられている又は地域計画に位置付けられる見込みがある飼料生産組織が飼料（粗飼料（稲わらを含む。）及び濃厚飼料（子実用とうもろこし、大麦及び大豆）をいう。以下同じ。）の生産・販売、作業受託の拡大や省力化を行うために必要な機械の導入や簡易倉庫の設置を行い、売上高等を向上させ組織運営の強化を図る取組を支援します。

問3 飼料生産組織とはどのような取組を行う組織ですか。

(答)

- 1 本事業において、飼料生産組織とは、次のような作業に取り組む組織としています。
 - ① 所有あるいは借受けた土地で、飼料の生産に係る作業から販売までを行う組織
 - ② 飼料の生産に係る作業を受託し、その収穫物を委託者から譲り受け、販売する組織
 - ③ 飼料の収穫調製作業を受託する組織
 - ④ 稲わらを収集・販売する組織
 - ⑤ 稲わらの収集を受託する組織
- 2 また、耕種農家のみ組織や異業種から飼料生産等に参入する組織も、定款等に飼料の生産・販売、作業受託を行うことを定め、1の作業に取り組む組織であることなどの事業の要件を満たせば、本事業の対象となりえます。（法人の場合は、総会等での議決や登記などの事務手続きの多さに鑑み、申請時点で定めがなくとも、交付決定後に定款に定めることも可能です。）
- 3 なお、飼料生産組織の基盤強化支援における事業実施主体と飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援における事業参加申込者（取組実施後には取組参加者とする。以下同じ。）は、自組織の構成員（出資関係にあるTMRセンターや畜産経営のみ等の場合を含む。）以外の飼料の収穫調製作業や稲わら収集作業等もなるべく行ってください。

問4 事業の対象となる飼料は何ですか。

(答)

粗飼料（青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、稲 WCS、稲わらなどの各種粗飼料）及び濃厚飼料（子実用とうもろこし（イアコーンサイレージを含む）、大麦及び大豆）を対象としており、飼料用米（SGSを含む）は対象となりません。

問5 さとうきびハカマは支援対象となりますか。

(答)

さとうきびについては、飼料用の品種が開発されていること、研究機関において飼料用さとうきびの栽培マニュアルが作成されていることから支援対象と致します。なお、ハカマの部分については副産物となるため、事業の要件は稲わらに準じたものとなります。

問6 地域計画に位置付けられている又は位置付けられる見込みについての確認は、どのような資料を提出すれば良いですか？

(答)

- 1 地域計画に位置付けられている場合
 - ・地域内の農業を担う者の一覧や農業サービス事業体等に当該事業者の記載があることが確認できるもの。
- 2 地域計画に位置付けられる見込みの場合
 - ・地域計画の協議の場に参加していることが証明できるもの。
 - ・その他、自治体などからの確認書類。

問7 本事業は今後も継続されますか。

(答)

本事業は、補正予算で措置された単年度の事業です。

問8 目的が違えば飼料生産組織の基盤強化支援で導入した機械と同一の機械に対し、複数の事業から支援を受けることはできますか。

(答)

同一の機械については支援の重複になるため、複数の事業で支援を受けることはできません。重複があるかどうか不明な事業については、個別に相談ください。

問9 対象面積について、農地以外の地目（山林）であっても飼料作物が作付けされていれば、生産作業面積の対象となるか。

(答)

各種法令上、問題がない場合は農地以外の地目（山林）であっても、生産作業面積の対象となります。

なお、地域森林計画の対象となる民有地であれば、森林法に基づき、林地開発許可が必要となります。

(林地開発許可制度の体系図リンク)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/pdf/rinpatsu_taikeih27.pdf

Ⅱ. 事業の要件

<目標設定に関する要件>

問 1-1 組織の規模拡大・運営強化に向け、売上高又は飼料生産収穫に係る作業面積を増加させる目標はどのようなものを設定すればよいですか。

(答)

1 飼料の生産・販売、作業受託を拡大する場合

自ら収穫調製作業から販売まで行った飼料の売上、収集作業から販売まで行った稲わらの売上、飼料生産収穫に係る作業受託の売上及び稲わら収集に係る作業受託の売上の合計売上高（以下「飼料生産販売作業受託合計売上高」とする。）が取組前に比べ目標年度に5%以上増加していること、又は導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。）を、目標年度までに、取組前に比べ北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大することが必要です。

2 新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合

飼料生産販売作業受託合計売上高が目標年度に事業実施主体の農業（畜産を含む。）又はその関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ、5ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行っていることが必要です。（異業種から新たに参入する組織で農業関連事業の売上高がない場合は5ha以上の飼料生産収穫に係る作業が要件となります。）

問 1-2 ①「運営強化方針等を作成し、地方公共団体等へ事前相談」、②「飼料の生産・販売、作業受託の規模拡大する場合」、③「飼料の生産・販売、作業受託を省力化する場合」は全て満たす必要がありますか。

(答)

運営強化方針等を作成し、地方公共団体等へ事前に事業への参加について相談を行ったうえで、要領に記載してある「飼料の生産・販売、作業受託の規模拡大する場合」、「新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合」又は「飼料の生産・販売、作業受託を省力化する場合」のいずれかの取組を選択してください。

問 1-3 事前相談とあるが具体的にはどのようなものを想定していますか。

(答)

事前に運営強化方針等を作成し、地方公共団体等へ事前に相談を行ってください。事前の相談については、当該地方公共団体等が国の事業へ申請する予定であることを認識していることが重要と考えます。

なお、地方公共団体等を含む検討会を設置することが望ましいと考えています。

問1-4 地方公共団体等への事前相談は原則、応募前（応募書、実施計画書提出前）となりますか。

（答）

その通りです。

必要に応じて農政局等から当該地方公共団体等に連絡できるよう、応募にあたっては、地方公共団体等に相談した日時や担当者の所属、氏名、連絡先を応募書に記載して下さい。

問1-5 地方公共団体が事業実施主体となる際の事前相談先はどうなりますか。

（答）

地方公共団体への事前相談は、事業計画が地域の飼料生産の方針に沿うものであることの確認を目的としています。地方公共団体については、組織内で地域の方針について検討がされていると判断される為、応募の段階で事前相談の必要はありませんが、関係者との情報共有に努めるようお願い致します。

問2 既存の作業受託面積分は除き、規模を拡大する場合のみ補助対象ですか。例えば、作業受託面積50haの場合、1haでも受託面積増加すれば補助対象になりますか。

（答）

- 1 飼料生産組織が飼料の生産・販売、作業受託を既存の取組面積から拡大する場合に補助するものとなります。
- 2 具体的な要件は、問1-1と同じになります。そのため、この例の場合は売上又は省力化の要件を満たさない限り、補助対象となりません。
- 3 なお、売上又は省力化の要件を満たした場合でも既存の取組面積の減少は認められません。

問3 例えば、試験的に2ha飼料作物を栽培していても、新たに飼料生産組織を作る場合は10ha拡大の要件について、新規の取組として0haからの拡大という考えでよいのですか。

（答）

- 1 原則として試験的な栽培についても実績とみなすため、新たな飼料生産組織の場合でも0haからの拡大とはなりません。
- 2 一方で、生産物の譲渡で利益が発生していないのであれば、新規の拡大とみなすことができます。判断に迷う場合は個別に相談ください。

問4 売上高や作業面積を増加させる目標が達成できなかった場合はどうなりますか。

（答）

地方農政局長が、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合は、事業実施主体から改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うこととします。場合によっては、補助金返還となるおそれがあります。

問5 自組織構成員向けの規模拡大も成果目標に含めて良いとの認識でよいでしょうか。

(答)

自組織構成員向けの規模拡大も成果目標に含めて構いませんが、自組織の構成員（出資関係にあるTMRセンターや畜産経営のみ等の場合を含む。）以外の飼料の収穫調製作業や稲わら収集作業等もなるべく行ってください。

問6-1 省力化の要件である労働時間の削減や労働生産性の向上について教えてください。

(答)

- 1 飼料生産組織における飼料生産収穫及び稲わらの収集に係る労働時間について、新たな機械の導入により、減少が見込まれる数値が成果目標となります。
- 2 本事業による飼料生産組織の省力化の支援が我が国の飼料自給率の向上や飼料生産基盤の強化を目的としていることから、飼料の作付面積が減少したことによる労働時間の削減を、本事業における効果とすることはできません。また、飼料の作付面積が増加したことに伴う労働時間の増加は、新たな機械の導入による省力化の効果と分けて考えることが必要です。
- 3 そのため、本事業における労働時間の削減については、飼料の生産収穫及び稲わら収穫に係る労働時間を飼料の収穫（稲わらの収集を含む）に係る作業面積で除した数値（単位面積当たりの労働時間）で、要件を満たしているか判断します。ただし、成果目標の設定の記載段階では、作業面積で除していない労働時間そのものを記載してください。
- 4 労働生産性の向上についても、上記と同じ考え方となります。つまり、作業受託を含む飼料収穫や稲わら収集とそれらの販売の合計売上高を、単位面積当たりの労働時間で除したもので、要件を満たしているか判断します。

問6-2 労働時間の5%低減は日報のような、ある意味自主申告ベースの記録でも良いですか。それともタイムカードなど労務記録として整備されていないといけないですか。

(答)

タイムカードなどの労働総時間のみがわかる労務記録ではなく、日報や作業日誌等により飼料生産収穫及び稲わらの収集に係る労働時間が確認できるものを用意いただければと思います。

問6-3 要件として、「労働投入量（労働時間）の5%以上低減又は労働生産性を5%以上向上」とあるが、新規の場合は、飼料生産の労働時間が実施年度以前は「0時間」なので、この要件は対象外と考えてよいですか。

（答）

対象外になります。

新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合は、その合計売上高が農業や関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ5ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行うことが要件となります。異業種から新たに参入する組織で農業関連事業の売上高がない場合は5ha以上の飼料生産収穫に係る作業のみが要件となります。

<事業実施主体>

問7 補助事業を活用できる事業実施主体に要件はありますか。

（答）

次の1から9までのいずれかに該当し、地域計画に位置付けられている又は地域計画に位置付けられる見込のある飼料生産作業を行う者（飼料生産組織）とします。

- 1 地方公共団体
- 2 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- 4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- 6 特定農業団体（基盤法第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- 7 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
- 8 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の（1）又は（2）に該当するものを除く。
 - （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - （2）総株主又はそう出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は4を除く。）の所有に属しているもの

9 次の（１）、（２）及び（３）に該当する農業者等の組織する団体

- （１）代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの
- （２）３戸以上の農業者によって構成されるもの
- （３）地域計画や人・農地プラン等で位置付けられた農業者、基盤法第 13 条第 1 項に規定する認定農業者又は基盤法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者等を 1 戸以上含むもの並びに当該団体が地域計画や人・農地プラン等で位置付けられているもの

問 8 株式会社又は持分会社が「農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）」に該当するのはどのような場合ですか。

（答）

「農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営むもの」であることを定款に定める場合です。新たに「農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営む」場合も同様です。

問 9-1 事業実施主体について、既存の組織をベースとした任意組織を検討していますが、対象になりますか。対象となる場合、何戸以上であれば対象となるでしょうか。

（答）

任意組織については、次の（１）、（２）及び（３）に該当する農業者等の組織する団体であれば対象となります。

- （１）代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの
- （２）３戸以上の農業者によって構成されるもの
- （３）地域計画や人・農地プラン等で位置付けられた農業者、基盤法第 13 条第 1 項に規定する認定農業者又は基盤法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者等を 1 戸以上含むもの並びに当該団体が地域計画や人・農地プラン等で位置付けられているもの

問 9-3 任意集団で「地域計画等に位置付けられていること」に畜産クラスター計画（中心的経営体）は入りますか？

（答）

- 1 入りません。畜産クラスター計画で位置づけられている中心的経営体については、飼料増産優先枠の設定もあることから、畜産クラスター事業をご活用下さい。
- 2 なお、任意組織については、問 9-1 の答えに該当する農業者等の組織する団体であれば対象となります。

問 9-4 労働環境の取組について、適応基準は何を参照すれば良いでしょうか。

（答）

保険加入の適用基準は下記リンク先の経営局「農林水産省の補助事業を通じた労働環境改善の推進」を参考願います。その他農業の働き方改革についての情報もインタ

ーネット上にさまざまございますので参考願います。

(https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzai_kusei_kakuho/hatarakikata.html#hatarakiyasui4)

<目標年度>

問 10 補正事業ですが、取組年度はいつからとなりますか。

(答)

予算を翌年度に繰越して、R8 年度に機械を導入した場合は、取組年度は R8～R10 年度となり、取組最終年度の翌年度の R11 年度が目標年度となります。

<対象となる作業機械>

問 11-1 導入可能な飼料運搬車や作業用機械は具体的にどのような機械ですか。

(答)

- 1 飼料専用運搬車は、本 Q&A 問〇に記載があるような特装車を考えています。
- 2 なお、他の導入可能な機械については、農林水産省 HP に掲載の畜産クラスター関連事業要綱・要領ページの対象機械装置一覧に記載されている「飼料播種・追播用機械装置」「飼料収穫・調整用機械装置」「その他の飼料生産関係機械装置」「スマート農業関連機械装置のうち自動操舵装置、GPS ガイダンスシステム、その他個別に相談を受けたもの」「草地等管理用機械装置」「飼料調整用機械装置」や、「堆肥調整散布関係機械装置のうち堆肥散布機、堆肥運搬機」(飼料作付地で用いるものに限る)は、補助対象となります。
- 3 対象機械か判断が難しいものについては、別途写真や図面を提示いただければ個別に検討いたします。

(参考 畜産クラスター 対象機械装置一覧)

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/attach/pdf/l_cluster_27_kura-199.pdf

問 11-2 9-1 の一覧にないバーチカルハロー、レーザーレベラーは対象となりますか。

(答)

- 1 バーチカルハローは、碎土、整地、鎮圧に用いる機械であり、対象となります。
- 2 レーザーレベラーは、水田での飼料作物生産(飼料用米を除く)を目的に、ほ場の排水性を向上するために傾斜均平をかけるなどし、過剰な水を表面除去する用途に使用する場合は対象となります。

問 11-3 ロールグラブのアタッチメントと一体的にいれるホイールローダーは対象となりますか。

(答)

ロールグラブと一体的に導入するホイールローダーは、補助対象となります。

問 11-4 子実とうもろこし収穫のために、一体的に導入する普通型コンバインとコーンヘッダーは対象となりますか。

(答)

計画に対し適切な性能で、子実とうもろこし生産販売における対象機械の投資効果が認められる場合は補助対象となります。なお、既に所有しているコンバインがある場合は、コンバインに限るものではありませんが、新規で導入する合理的な理由が必要です。

問 12 飼料の生産・作業受託や稲わら収集について、規模拡大・省力化に必要な作業機械の能力算定にあたり、留意事項はありますか。

(答)

- 1 既存機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は補助対象外です。拡大や省力化に必要な作業機械の能力算定を行って下さい。
- 2 既存機械が、機械製造メーカーが推奨する年間作業量（機械製造メーカーへの確認が必要）以上の稼働状況にある場合は、オペレーターや既存機械への負担軽減も踏まえて、過剰作業分も拡大分とみなして能力算定を行うことが可能です。
- 3 ただし、既存機械の過剰作業分のみをもって本事業の支援対象とすることはできません。

問 13 老朽化した機械を単に更新する場合も支援するのですか。

(答)

- 1 補助事業による投資の結果、規模拡大や省力化、生産コストの低減などの効果が発揮される取組でなければ、それに対する国の支援が国民一般の理解を得ることは困難であると考えています。
- 2 このような観点から、本事業においても、他の類似の補助事業と同様に施設や機械の単なる更新は支援の対象としていません。

問 14 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。

(答)

- 1 事業により導入する機械等は、原則として新品とします。
- 2 ただし、中古でなければ導入が困難である理由を明らかにした上で、地方農政局長が特に必要と認める場合は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が、2年以上の中古農業用機械等も対象とすることができます。なお、新古車であっても同様に、導入する合理的な理由が認められる必要があります。導入に関しては、原則一般競争入札を行ってください。ただし、一般競争入札にすることが困難・不相当である場合は、指名競争入札又は随意契約で導入することができます。

問 15 飼料専用運搬車について、飼料を運搬する中型トラック（ウイング車、平ボディ）は補助対象ですか。

（答）

- 1 飼料専用運搬車については、飼料の飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げや効率的な積み下ろしが可能となる構造の専用容器の架装などの特装を施し、「飼料専用運搬車」と表示されたいわゆる特装車を考えています。汎用性の高い一般的な車両は補助対象外となります。判断が難しい場合には個別に相談願います。
- 2 なお、特装が十分と認められないユニック搭載車や荷台がフラットな平ボディの運搬車は汎用性の観点から対象としませんので、事前に確認してください。

問 16 導入する飼料専用運搬車で飼料生産に係る作業機械を運搬することは可能でしょうか。

（答）

導入する飼料専用運搬車は、本事業の実施等への影響がない範囲で飼料生産に係る作業機械を運搬することは可能ですが、その際は当該作業機器を運搬していることが外部からわかるように表示して下さい。具体的には、「飼料作業機械運送中」の記載したマグネットを当該車両に貼る等お願いします。

問 17 堆肥散布車について

- 1 堆肥舎からほ場まで運搬する堆肥運搬車（架装）や、ほ場内で堆肥を散布するマニアスプレッターは、どちらも補助対象になりますか。
- 2 収穫作業の受託面積が1ha増加し、堆肥の散布面積が従前通りの場合、補助対象になりますか。
- 3 堆肥散布車単独の場合でも補助対象になりますか。

（答）

- 1 堆肥運搬車（臭気対策や飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げ等の特装を施し、「堆肥運搬車」と表示したものに限り。）及びマニアスプレッターは、両方とも補助対象とすることが可能です。
- 2 ただし、事業の活用のためには導入した機械装置（堆肥散布車）を用いたことが、作業受託の売上高の増加に結びつき、売上高が目標年度に5%以上増加している等要件を満たす必要があります。
- 3 また、堆肥散布車等の導入が、飼料生産収穫に係る作業受託の売上及び稲わら収集に係る作業受託の売上の合計売上高の増加に結びつき、要件を満たすのであれば、単独でも補助対象となります。

問 18 米の水田直播などにも使える汎用播種機は、補助対象になりますか。

（答）

- 1 本事業の目的は、米生産以外の飼料作物の生産拡大や省力化となります。ただし、米生産にも使える機能がついていることが通例かつそのために価格が高くない機種であれば補助対象になりえます。

2 なお、飼料生産への非利用時の他作物への活用は可能ですが、飼料生産には影響がないようにして下さい。

問 19 米、麦、大豆の乾燥に使える汎用乾燥機や移動式乾燥機は、補助対象になりますか。

(答)

事業の対象となる飼料（麦、大豆）の調製作業に必要な機械は補助対象です。
なお、飼料用米や食用米は当事業の対象外です。

問 20 TMR センターのみキサーは、補助対象になりますか。

(答)

自ら飼料生産収穫作業を行う TMR センターが導入するみキサーは、飼料の生産等の拡大・省力化に必要な機械の導入の対象に調整作業も入るため、補助対象となります。

問 21 農薬散布用ドローン是对象となりますか。

(答)

ドローンについては、播種、薬剤散布を目的としたもの及び飼料生産性の向上を目的としたカメラ付きのものが対象となります。当該ドローンは、本事業の実施及び飼料生産への影響がない範囲で他作物の生産作業に活用することが可能です。

<機械導入の補助対象経費等>

問 22 機械導入では、購入のほか、リース料やレンタル料も補助対象となりますか。

(答)

- 1 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大・省力化に必要な機械や I C T 機器の導入については、購入、リース又はレンタルに係る経費を補助対象としています。
- 2 なお、畔の撤去に必要な機械については、飼料生産組織での使用頻度が高いとは考えにくいいため、レンタルに係る経費のみを補助対象とします。

問 23 リース事業者の選定はどのように行えばいいですか。

(答)

複数のリース事業者から見積もりを徴収した上で、提出された価格によりリース事業者を選定して下さい。

<簡易倉庫>

問 24 簡易な保管倉庫について、しっかりした保管庫（地面からの湿気や結露で、稲わらにカビが生えたら商品価値がなくなるなど）での管理が必要なので、テントハウスの資材費も助成対象になりませんか。

(答)

- 1 簡易施設の設置については、本事業ではビニールハウス等の資材費に対し支援を受けることができます。なお、要望のあるテントハウスが問 25 の条件に照らして補助対象となりうるのか、判断する必要がありますので、別途ご相談ください。
- 2 また、簡易倉庫以外の保管庫（保管施設）の整備を考えている場合、令和7年度補正予算の国産飼料流通拠点整備対策の活用もご検討下さい。

問 25-1 簡易倉庫の設置について、どのようなものが事業対象となりますか。また、

- ① 倉庫内にコンクリートやアスファルトの敷設する場合も補助対象になりますか。
- ② 農地から農業用施設用地に地目変更を伴うものは、補助対象になりますか。

(答)

- 1 簡易倉庫の設置は、取組年度に収集した稲わら等（ラップされたものは除く。）のうち前年度からの増加分を一時的に保管するビニールハウス、テントハウス等の資材費について補助率（1/2以内）の範囲内で補助します。既製品であり、法定耐用年数が15年以内であるものを対象とします。保冷機能は対象外です。
- 2 なお、簡易倉庫の設置については、建築確認申請（市町村建築課等）や農地転用手続きの申請（農業委員会事務局）が必要となる場合がありますのでご留意願います。
- 3 加えて、稲わらは消防法上の指定可燃物に該当しますので、倉庫を設置する最寄りの消防署にご確認ください。
- 4 各論の①～②についての回答は以下の通りです。
 - ① 事業外で舗装されたコンクリート等の上部に設置する簡易倉庫の資材費は対象としますが、簡易倉庫の設置は、収穫した稲わらの一時的な保管場所を想定しており、コンクリート等による舗装行為やその資材費は補助対象外です。
 - ② 地目変更を伴うものは簡易倉庫と認められません。ただし、農地に復元することが前提の一時転用の場合、補助対象とすることは可能です。

問 25-2 簡易倉庫の設置が可能な事業があるが、簡易倉庫はあくまで稲わら等のみで、青刈りとうもろこしなど飼料作物等を保管する施設を要望する場合は、国産飼料流通拠点整備対策を活用するという整理で良いか。

(答)

- 1 その通りです。本事業では、簡易倉庫の設置は、取組年度に収穫した稲わら等（ラップされたものを除く）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウス等の資材費が助成の対象です。
- 2 国産飼料流通拠点整備対策の活用については、粗飼料を主体とする施設にあっては販売用の国産飼料の年間の取扱量が15トン以上、濃厚飼料を主体とする施設にあつ

ては、販売用の国産飼料の年間の取扱量が年間5トン以上の施設である必要があります。

<その他>

問 26 環境負荷低減のチェックシートでの生産活動の点検とは、具体的に何ですか。

(答)

本事業の受益者となる畜産農家等は「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について（令和6年12月20日付け6環パ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）等に基づき、環境負荷軽減に向けた取組強化のため、交付申請書中のそれぞれの受益者向けチェックシート（要綱別記様式第12号）に記載された全ての項目について、事業実施年度における対応を基にチェックをして、当該チェックシートを提出してください。

[kurokon-47.pdf](#)

問 27 別紙1-1第6の10「機械を購入する場合は、別紙1-1様式第6号等を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。」との規定がありますが、対象となる機械は「購入のみ」でリース等は対象外との認識でよろしいでしょうか。

(答)

別紙1-1第6の10については、購入のみを対象としております。